

秩父別町認定こども園くるみ

令和3年度 入園児募集

令和3年4月1日から秩父別町認定こども園に入園する児童を募集します。

認定こども園の利用を希望される方は「支給認定（保育の必要量等の認定）」を受け、「支給認定区分」によりご利用いただくことになります。

ここ数年は定員近くの入園児童数となっており、令和3年度も多くの入園が予想され、中でも3歳未満児の申し込みが引き続き多くなる見込みです。

このため、3歳未満児の入園申し込みにあたっては、こども園の受入状況及び各世帯の保育の必要性により、総合的に入園の可否を決定させていただきます。（申込順ではありません。条件付きによる入園や保育の必要性から途中退園となる場合があります。）

認定こども園の受入状況をご理解いただきお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

支給認定・こども園利用申請受付期間

令和3年 **2月10日**（水）～ 令和3年 **2月26日**（金）

【申請書類】 役場住民課住民福祉グループまたは認定こども園くるみで配付します。

【定 員】 1号認定児童（令和3年4月1日現在、3歳から就学前までの児童） 10名
2・3号認定児童（概ね10ヶ月から就学前までの児童） 70名

【提出・お問い合わせ先】 秩父別町役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111（内線46）
秩父別町認定こども園くるみ 電話 33-2450

◆【支給認定は3区分】

対象者	支給認定区分	
満3歳以上で教育のみを希望される方	1号認定	教育標準時間（原則4時間）
満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	2号認定	保育標準時間・保育短時間
満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	3号認定	

◆【保育必要量「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分】

2・3号認定については、保育を必要とする事由やその状況から、保育の必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに認定します。

保育標準時間	原則として1日8時間保育（1日最長7時30分から18時までの保育が可能）
保育短時間	1日最長8時間までの保育（保育時間8時30分から16時30分まで）



- ◆ **【保育を必要とする事由】** 保護者のいずれもが次のいずれかに該当する必要があります。
 3歳未満児の場合は、提出された証明書について事業所への聞き取り等により保育の必要性を確認し、入園の可否を決定させていただきます。
 また、児童と同居の世帯員（祖父母等）の状況により、利用の優先順位を調整することがあります。

保育を必要とする事由	事 情	保育の必要量
就労 (会社勤務・パート)	月 64 時間以上居宅外で仕事をするため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間 (月 120 時間以上) 保育短時間 (月 64 時間以上)
就労 (自営業・農業等)	月 64 時間以上居宅内・外で仕事 (自営業) をするため、子どもの保育ができない場合	同上
妊娠・出産	出産前後のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間 (出産予定日の 6 週間前の属する月～出産後 8 週間後の月末まで)
	妊娠出産により退職 (就業形態等で育児休業の取扱いがない) した状態で、出産後に復職・就労を予定している場合	保育短時間 (原則) 生まれた子どもが 1 歳を迎える前々日まで
育児休業取得時に、既に保育を利用している	当該育児休業に係る子ども以外が既に保育を利用しており、継続利用を希望する場合	保育短時間 (原則) 生まれた子どもが 1 歳を迎える年度末まで
保護者の疾病・障がい	病気、負傷、心身の障がいのため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
同居親族の介護・看護	家庭に介護の必要な人や、長期にわたる病人がおり、介護・看護のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
災害復旧	火災や風水害、地震などにより、家屋を失ったり破損したため、復旧の間、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
求職活動	求職活動 (起業準備を含む) を行っているため、子どもの保育ができない場合	保育短時間 (原則) 最長 90 日まで
就学	就学 (職業訓練を含む、通信制・定時制は除く) のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間・保育短時間
虐待・DV	児童虐待を行っている、またはおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
その他	上記に類する状態として町長が認める場合	保育標準時間・保育短時間

◆ **【保育料】**

満 3 歳から 5 歳までの全ての入園児童及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の入園児童の保育料については、幼児教育・保育の無償化により無料となります。

3 歳未満児の保護者が負担する保育料は、保護者の町民税をもとに決定しています。4 月から 8 月までは前年度の町民税、9 月から 3 月までは当年度の町民税をもとに決定するため、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

※秩父別町の保育料は、子育て世代の保育料負担を軽減するため、国の基準額から 50%～70%軽減しているほか、同一世帯の入園児 2 人目以降を無料としています。

【認定こども園くるみで実施している各種事業】

【一時保育事業】 8 時 30 分から 16 時 30 分 (半日単位も可)

次の理由のため一時的に保育が必要になった方が利用できます。利用期間は原則として月 14 日以内とし、週平均 3 日以内です。

- ・週数回のパートタイム等の就労や保護者の突然の病気、冠婚葬祭などの急な予定が入ったとき
- ・認定こども園への体験入園をしたいとき
- ・育児疲れなどにより休養を要するとき

【預かり保育事業 (1号)・延長保育事業 (2・3号)】

一時保育事業と同様の理由により、児童の保育時間前後に保育が必要になった方が利用できます。

